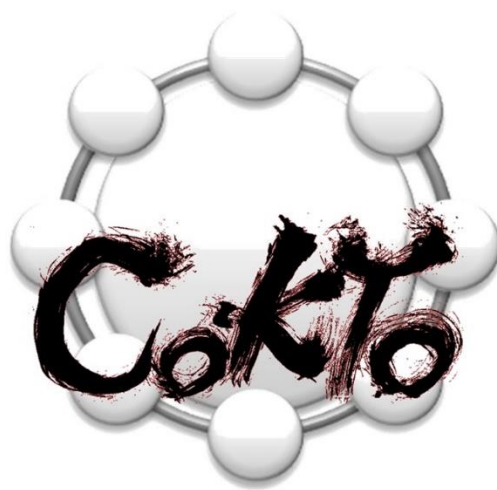


県民による議会基本条例 案



県民による議会基本条例 案

2017年1月吉日

構成

提案主旨

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 実質的最高規範性

第3条 基本理念

第2章 県民に開かれた議会運営

第4条 議会の役割

第5条 議決事件

第6条 議長・副議長の責務

第7条 議会の運営原則

第8条 定例会の回数及び会期

第9条 委員会

第10条 他の都道府県議会並びに市町村議会との連携

第11条 会派

第3章 議会の災害対応

第12条 災害時の体制の整備

第13条 災害時の議会の役割

第14条 災害時の議員の役割

第4章 県民と議会・議員との関係

第15条 県民参加の推進

第16条 広報の充実

第17条 会議等の公開等

第18条 意見の公募

第19条 県民との意見交換

第5章 議員の責務・役割等

第20条 議員の責務

第21条 政治倫理

第22条 資産等の公開

第23条 定数及び選挙区

第24条 議員報酬

第25条 政務活動費

第 6 章 議会と知事等との関係

第 26 条 知事等との関係の基本原則

第 27 条 監視及び評価

第 28 条 政策の立案及び提言

第 29 条 調査、検討等を行う組織

第 30 条 知事等による反問権

第 7 章 議員間討議の拡大

第 31 条 議員間討議の拡大

第 8 章 議会改革の推進

第 32 条 議会改革の推進と検討組織の設置等

第 33 条 専門的知見の活用

第 9 章 議会事務局等

第 34 条 議会事務局

第 35 条 議会図書室

第 10 章 補則

第 36 条 条例の見直し

提案主旨

現在の日本では 700 を超える地方公共団体の議会が議会基本条例を制定している。議会基本条例は議会のみについて規定した条例ではなく、住民自治の基本事項と想定についての規定があり、各地方公共団体の特色を活かしながら、進化を遂げ続けている。北海道栗山町が日本で初めて制定して約 10 年、今や議会基本条例は自治基本条例とともに地域経営の軸を担う条例となっている。

議会は、住民（県民）の代表者である議員の合議体による政策過程全般に関わる議決機関であり、知事やその他執行機関（以下、知事等）に対する監視評価や政策提言を行う機関として責務を担っている。また、まちづくりの中心を担っていることから住民自治の根幹であるともされる。しかし昨今の山梨県議会においては、日頃から住民と議員との話し合いの場が少なく、住民の意見や要望等に応えられていない現状がある他、先の前代未聞の事態に陥ったという経緯により、任意団体 CO=KYO（呼び：こうきょう）（以下 CO=KYO）を中心に県民から議会についての意見をまとめたこの議会基本条例の住民案の作成を行うことに至った。

意見や要望などは CO=KYO の催物において県民約 10 名による意見交換の場や山梨県議会基本条例案検討委員会が開催する意見聴取会における県民からの意見を参考にし、現在山梨県議会において策定している条例案をもとに作成した。当初、抜本的な議会基本条例の作成を想定していたが、議会改革や議会基本条例の全国的な水準、山梨県の状況を考慮し、現在策定中の条例案に意見を重ね合わせる形で作成した。

主な内容としては、議会基本条例の原則「住民参加、議員間討議、政策競争」を全体にわたって明文化ならびに具体化する条文としている。また、各資料を参考に、条文構成を変更した点や「議会の災害対応」、「議員間討議の拡大」など現在策定中の条例案には具体的に記載していない、またはもともと記載していない章や条文を追加で記載している。その部分については、下線を引いて記載している。従って本来の条例の形式から若干、逸脱したものになっているが、ご了承いただきたい。

また、この条文に記載している「県民」の定義は、年齢や性別、社会的身分または門地、また障がいの有無に関わらない幅広い世代の山梨県民を指し示すものとする。これら県民と共に県政を作りあげる議会になることを祈り、この議会基本条例を策定した。

尚、策定において、山梨県議会ならびに山梨県の条例体系の確認を行った。しかし、確認できていない部分等がある。この点についてはご承知いただきたい。

前文

議会は二元代表制の下、政策過程全般に関わり、地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行権に対する監視評価や政策提言を行う合議体の機関としての責務を担っている。地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その使命を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。

また本県議会は、地方自治の本旨に基づき、住民意思を行政に的確に反映させる認識にたつて、県民生活の向上を目指し、知事等と緊張ある関係を保ちつつ、政策、条例の制定や政策提言などに取り組んでいる。

県議会は、更なる県民生活の向上に貢献すべく、議員間討議や情報公開、意見交換会などの県民に開かれた議会活動と議会改革を推進し、県民と共に歩む議会運営を実施することを念頭に置き、ここに本条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、山梨県民の豊かな暮らしのため、県政のさらなる発展に県民の声を山梨県議会（以下、議会）に反映すべく制定するものである。県民に開かれた議会運営をはじめ、県民と議会との関係、議員の責務・役割、議会と知事等との関係を規定している。これらの規定による公正かつ透明性ある県政のもと、県民の暮らしの向上に繋げ、最良の意思決定を導くことを目的とする。

第2条 実質的・最高規範性

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。

第3条 基本理念

この条例は、豊かな暮らしを創り出すため、県民と議会が共に歩むことを基本理念とする。具体的には、県民の意思の調整と反映、そして県民との政策過程にわたって図るべく、県政の課題や政策過程などを盛り込んだ情報の積極的公開や県民参加による条例の検討・検証、意見交換や議会報告会等の開催を行うものとする。

2 また議会においては、県民の代表者と住民自治の根幹という自覚をもとに、会派を超えた議員間討議、知事等との政策競争などを行い、二元代表制の議決機関を担う立場として県民・知事等と協力関係を築き、活発な議論を行う。

第2章 県民に開かれた議会運営

第4条 議会の役割

議会は、基本理念に則り、次に掲げる役割を担う

- ①議決機関として、県の意思決定を担い、議決責任を負う
- ②知事等の事務の執行ならび事後についての監視及び評価を行う
- ③県政の課題に関する政策の立案ならびに提言
- ④意見書、決議等による国等に対する意見表明
- ⑤議会において明らかとなった県政の課題及び審議、審査結果等の情報公開、議会報告会の実施し、説明責任を果たす

2 議会は、案件に対し、精査するとともに、誠実に対応しなければならない

第5条 議決事件

議会の議決事件は、地方自治法第96条第2項の規定により、県政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止等とする

第6条 議長・副議長の責務

議長及び副議長は、議会の代表として、他の議員と討議した案件の議決と、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たす。

2 議長及び副議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担う。

3 議長及び副議長は、議会事務局と協力し、綿密な議会運営に務めるものとする。また不測の事態が生じたときは、速やかに議会運営委員会等と協議する等必要な措置を講ずる。

4 議長・副議長の任期は原則として議員の任期とする。

5 議長及び副議長の選挙にあたっては立候補制とし、立候補する議員は所信表明を行う。

第7条 議会の運営原則

議会は、会議等の議事を公正、円滑かつ効率的に行うとともに、県民に開かれた透明性の高い運営を行う。

2 分かりやすい言葉、表現を用いた発言、または資料等における解説などの工夫による議会運営を行う。

3 議会は、言論の府として議員の発言を尊重し、かつ、議員間討議により活発な議論と議決を行う。

4 本会議において、一般質問を行うに当たっては、論点が明確になるよう、一問一答方式により、その内容の充実を図る。また表決を行うに当たっては、争点が明確になるよう、議案に対する討論を積極的に行う。

第8条 定例会の回数及び会期

議会は、定例会の回数は4回とし、十分な審議日程を確保できるよう定める。

第9条 委員会

委員会は、県政の課題を的確に把握し、委員間における討議等を通じた委員会の専門性と特性を生かす運営を行う。

2 常任委員会は、本会議から任された議案に関する質疑や討論、採決を行うとともに、知事等の所管事項に関する質疑、請願の審査等、また議案提出を行う。

3 常任委員会は、必要な調査・審査のため、本会議が閉会中であっても継続審査の効果的な活用等により、県政の課題に対応して、迅速に開催する。

4 特別委員会は、県政の課題等に対応して必要がある場合に設置し、特定の事件に関する調査及び審査を行う。

5 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

①議会の運営に関する事項

②議会の会議規則

③委員会・条例等に関する事項

④議長の諮問に関する事項

6 前4項に定めるものの他、委員会の設置及び運営については、山梨県議会委員会条例(昭和31年山梨県条例第48号)の定めるところによる。

第10条 他の都道府県議会並びに市町村議会との連携

議会は、他の都道府県議会との交流及び連携に努め、議会改革及び議会運営の充実に資する。

2 議会は、広域行政の円滑な運営を推進するため、市町村議会との連携を行う。

第11条 会派

議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議を行う。

3 会派は、所属する議員の議会活動(県政の課題に関する調査、政策立案及び提言、研修等の実施)を支援する。

第3章 議会の災害対応

第12条 災害時の体制の整備

議会は、大規模災害等の緊急の事態から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、知事等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図る。

第13条 災害時の議会の役割

議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、県民の生活基盤の回復、整備等に必要
な予算を迅速に定めるとともに、必要に応じて、国等と連携を図り、災害からの復興に向け
積極的な役割を果たすよう取り組む。

2 議長は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調
整等を行うための組織を設置する。

3 議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、状況を調査し、県民の意見、要望等
を的確に把握するとともに、知事又は国等に対し、提案、提言、要望等を行う。

第14条 災害時の議員の役割

議員は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、議長及び議会事務局へ自らの安否及び
所在を連絡する。

2 議員は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、
避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑
に行われるよう努める。

3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の
要望等の情報収集を行い、議長に報告する。

第4章 県民と議会・議員との関係

第15条 県民参加の推進

議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、
県民の議会活動への参加を推進する。

①公聴会及び参考人の制度活用

②提出された請願及び陳情を県民による政策提案として受け止めた誠実な活用

③県民への報告と意見交換の場として、議会報告会及び意見交換会を年1回以上行う。

第16条 広報の充実

議会は、県民に開かれた議会を実現するため、以下の広報の充実化を図る。

①多様な広報媒体の活用

②本会議の中継・録画配信

③会議録の公開

④広報媒体の簡略化

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報を行う。

第 17 条 会議等の公開等

議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表する。

2 議会は、県民が本会議・委員会等を傍聴するにあたり、審議資料を原則配布する。

第 18 条 意見の公募

議長は、議員または委員会が条例の立案をする際は、当該議員または委員会の申し出に基づき、あらかじめ、当該条例の案およびこれに関連する資料を公表し、広く県民の意見を求める。

2 議員および委員会は、条例を立案する際、意見公聴会で提出された意見を十分に考慮する。

3 意見公聴会の質疑・意見等は、一問一答方式などの意見交換型の方式を用いる。

第 19 条 県民との意見交換

議会は、県政の課題に関する情報収集や政策立案の充実のため、幅広い年齢層の県民と年 1 回以上、意見交換会を通じて、議員と共に県政の進展に貢献する。

第 5 章 議員の責務・役割等

第 20 条 議員の責務

議員は、選挙で選出された県民の代表として、信頼に応え、県民の意思を的確に把握し、次に掲げる活動を原則行う。

①議案の審議及び審査における会派を超えた議員間討議

②政策過程に係る調査及び研究、政策立案ならびに政策提言

③予算の適正執行についての監視及び成果についての評価

④県政についての県民との意見交換ならび説明責任を果たすこと

第 21 条 政治倫理

議員は、県民の厳粛な信託を受けた代表であることを認識し、その地位による影響力を不正に悪用し自己の利益を図ることのないよう、良心と責任感を持って、県政に対する県民信頼に応えるとともに、公正かつ県民と共に歩む、開かれた県政の発展に寄与することに専念しなければならない。

第 22 条 資産等の公開

議員は、政治倫理に則り、資産等を別（政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例）に定めるところにより、公開しなければならない。

第 23 条 定数及び選挙区

議会は、議員の定数および選挙区の設置について、県民の意志を県政に十分に反映できるよう、必要に応じて、適切な見直しを行う。

第 24 条 議員報酬

議員報酬は、県民からの負託に応えるための議員活動に対するものであることを深く認識する。

2 議員報酬の改定に当たっては、県政の現状や県民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定する。

第 25 条 政務活動費

議員又は会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行う。

2 議員又は会派は、政務活動費の使途基準に従い適正に使用し、常に県民に対して使途の公開による説明責任を負う。

第 6 章 議会と知事等との関係

第 26 条 知事等との関係の基本原則

議会は、二代表制の下、議決権のある議会と執行権のある知事等との機能の違いを明確にし、知事等の役割を尊重しつつ、常に緊張ある関係を保ちながら、最良の意思決定を導き、県政および県民の暮らしの向上に貢献する。

第 27 条 監視及び評価

議会は、知事等の事務の執行が、適切かつ効率性をもって行われているかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合は、知事等に対し適切な措置又は対応を講ずるよう求める。

2 議会は、知事が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下、重要な政策等）について、次の項目に即した説明を求める。

①重要な政策等を必要とする背景

②検討した他の政策案等との比較検討

③重要な政策等の形成過程における県民の意見公聴会等の実施状況

④総合計画における根拠又は位置付け

⑤関係法令及び条例等

⑥財源措置

⑦将来にわたる効果及び費用

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行う。

4 議会は、知事が予算を調整した時または、重要な政策等を変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求める。

5 知事等は、前項（2、4項）の求めに対し、速やかにその対応に努めなければならない。

第 28 条 政策の立案及び提言

議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行う。

2 議員提案による条例又は議会による政策提言を検討するため、それぞれ、議員で構成する組織を設置する。

3 議員提案による条例又は議会による政策立案及び提言は、県民の意見を反映すべく、県民の意見公聴会や意見交換会等の活用を講ずる。

第 29 条 調査、検討等を行う組織

議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための組織を設置することができる。

第 30 条 知事等による反問権

知事等は、本会議又は委員会における一問一答方式の質問及び質疑に対して、質問の趣旨を確認するとともに、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問権として意見を述べることができる。

第 7 章 議員間討議の拡大

第 31 条 議員間討議の拡大

議会は、議員間討議を中心とした運営を行う。その際、会派を超えた討議や県民との討論も行う。

2 議員間討議においては、論点を明確化し結論につながる議論を行う。

3 議会は、前 2 項の議員間討議を通じ、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。

第 8 章 議会改革の推進

第 32 条 議会改革の推進と検討組織の設置等

議会は、基本理念に基づき、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に継続的に取り組む。

2 議会は、議会改革及び議会制度等の推進を図るため、2 年ごとに検討組織を設置し、その検証結果を公表する。

3 議会は、県民に明瞭な議会運営を行うため、山梨県議会会議規則、山梨県議会委員会条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直す。

第 33 条 専門的知見の活用

議会は、議案の審査および県の事務に関する調査、議会の機能の向上を効果的に行うため、議決により、専門的事項に係る調査の委託を活用するとともに、学識経験を有する者等で構成する調査のための組織を置けることを可能とする。

2 議案の審査または県の事務に関する調査および条例、政策過程、知事等に対する監視評価において、県民の意見を諮問する他、障がい者や青少年等の条例の対象となる当事者の意見も諮問する。

第 9 章 議会事務局等

第 34 条 議会事務局

議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施、機能の向上に資するため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備を行う。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう務め、また、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるとともに、職員の公正、公平な倫理意識の徹底を期す。

3 議長含むすべての議員は、事務局長またその他の職員がその立場による影響力を不正に悪用し自己の利益を図ることのない職務を全うするため、議会事務局の自律性を尊重する。

第 35 条 議会図書室

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実を図る。

2 議会は、議会図書室の県民による利用を積極的に推進するものとし、本会議・委員会等の議事録を閲覧可能にする。

3 議会図書室の管理については、山梨県議会図書室規程に定める。

第 10 章 補則

第 36 条 条例の見直し

議会は、社会情勢の変化等により、条例の見直しが必要と認めるとき及び県民からの要望があったとき、この条例について 2 年ごとに検討組織を設置し、その検証結果を公表する。